

令和8年度 公設放課後児童クラブ 利用のご案内



綾瀬市マスコットキャラクター **あやびい**

⚠ 利用申込みの際は必ずお読みください ⚠

綾瀬市役所 保育課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地（2階5番窓口）

TEL 0467-70-1702

FAX 0467-70-5701

E-mail wm.701702@city.ayase.kanagawa.jp

令和7年12月発行

＜ 目 次 ＞



1

公設放課後児童クラブについて

- (1) 運営について P.1
- (2) 指導内容 P.1

2

公設放課後児童クラブの概要

- (1) 開設場所 P.1
- (2) 開所日、開所時間など P.1
- (3) 入所条件 P.2
- (4) 利用料について P.2

3

申請方法

- (1) 募集期間 P.3
- (2) 申込み方法 P.4
- (3) 公設放課後児童クラブ入所選考基準 P.6
- (4) 延長保育の申請について P.7
- (5) 保育料の減免等申請について P.7
- (6) 変更届、退所届について P.8

4

公設放課後児童クラブの利用にあたって

- (1) 入所の説明 P.8
- (2) クラブでの過ごし方について P.8
- (3) 持ち物 P.9
- (4) 児童の送迎について P.10
- (5) 学校の避難訓練、集団下校の対応について . P.11
- (6) 児童の病気、その他の緊急時の場合 P.11
- (7) 感染症などについて P.11
- (8) 学級閉鎖等の場合について P.11
- (9) 地震、台風などの災害について P.12
- (10) 臨時休所措置について P.13
- (11) その他 P.15

5

市内の民設民営放課後児童クラブについて

- (1) クラブ一覧 P.16
- (2) 公設・民設放課後児童クラブ位置図 P.17

1 公設放課後児童クラブについて

(1) 運営について

綾瀬市では、保護者が就労や疾病等により、昼間家庭において、児童に健全な育成を行うことができないと認められる家庭の児童を対象とした公設放課後児童クラブの整備を行い、平成28年4月より開設しています。

市が開設する公設放課後児童クラブは、市が選定した事業者に業務を委託し、資格を持った指導員等が家庭や地域の方々などの理解や協力を得ながら児童の指導にあたります。クラブでの生活や遊びを通して、一人一人の発達や成長、自立を促すとともに、協調性や社会性を養いながら、集団の中で楽しく過ごすことができるよう、運営を行っています。

(2) 指導内容

児童が安心して過ごせる生活の場として相応しい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図ります。

2 公設放課後児童クラブの概要

(1) 開設場所

クラブ名	主な学区	所在地	電話番号	定員
綾瀬小放課後児童クラブ	綾瀬小	深谷中5-1-1	0467-98-7043	40名
ながづつ放課後児童クラブ (令和9年3月31日閉所)	綾西小	綾西2-11-14	0467-98-7092	35名
落合小放課後児童クラブ	落合小	落合北3-10-1	0467-98-7277	40名
土棚小放課後児童クラブ	土棚小	上土棚南6-1-1	0467-91-7347	32名

※施設に関するお問い合わせは各施設まで、申請手続き等に関するお問い合わせは保育課(0467-70-1702)までお願いいたします。

※ながづつ放課後児童クラブは令和9年3月31日で閉所します。

(2) 開所日 開所時間 など

開所日 (保育時間)	① 学校の授業がある日： <u>授業終了後～午後8時まで</u> ② 学校の授業がない日： <u>午前8時～午後8時まで</u> ※午後7時～午後8時までは、 <u>延長保育時間</u> となります。
休所日	① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 12月29日～12月31日及び1月2日、1月3日まで ※災害等によりクラブ開所が困難の場合は、臨時に休所することがあります。

(3) 入所条件

① 入所対象児童(原則として、次の要件をすべて満たす児童。)

- ・綾瀬市に住所を有し、小学校に就学している児童
- ・保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において健全な育成を受けられない児童

※入所申請時に届出された理由以外や私的な用事では、お預かりできません。

※児童の安全を考え、午後5時以降は必ず公設放課後児童クラブへの送迎を保護者本人が行ってください。迎えは開所時間終了時刻(午後7時。延長保育の申請をした場合は午後8時。)までに来ていただけることが前提となっております。

②入所に必要な保護者の就労条件

- ・1か月当たりの就労時間が64時間以上
- ※フルタイムのほか、パートタイムや夜間など基本的に全ての就労が当てはまります。

(4) 利用料について

①保育料(おやつ代とその他経費を含む金額)

区分	金額
低学年(1年生から3年生まで)	13,000円/月
高学年(4年生から6年生まで)	10,000円/月

- ・保育料の納付方法は、原則として口座振替とさせていただきます。
- ・長期欠席の場合でも徴収させていただきます。

②延長保育料(要申請)

区分	金額
全学年(児童1人につき)	1回500円(2,500円上限/月)

- ・延長保育料の納付方法は、利用月の翌月に口座振替(その月の保育料と合算して請求)とさせていただきます。

例) 4月延長保育利用料は、5月保育料と合算して請求します。

- ・延長保育料については、兄弟割引はありません。
(減免制度は適応されます。詳しくはP. 7を参照してください。)

●兄弟割引について

1世帯につき2人以上の児童が入所した場合は、最も学年が高い児童(最も学年が高い児童が2人以上いる場合は、いずれか1人とする。)を除く児童の保育料の額を2分の1の額とします。

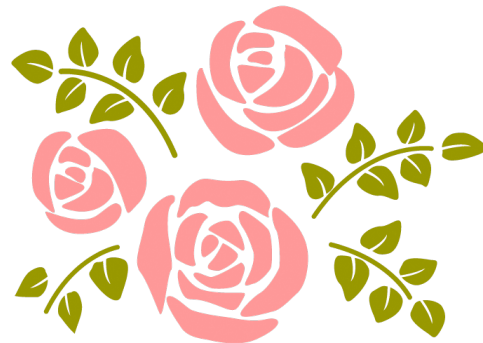
●保育料等の減免制度について

詳しくはP. 7を参照してください。



3 申請方法

(1) 募集期間



4月1日入所希望の申請

令和8年1月6日(火)から1月23日(金)まで

※上記募集期間後に申請された方の入所審査は、期間内に申請した方の審査終了後になります。

※年度ごとの申込のため、令和7年度に入所承認を受けた方についても、令和8年度の利用を希望される場合は都度申請いただきます。

日時	受付時間	受付場所
令和8年1月6日(火) ～1月16日(金) ※土・日曜日除く	午前8時30分～午後5時	綾瀬市役所2階 保育課
令和8年1月17日(土)	午前8時30分～正午	
令和8年1月19日(月) ～1月23日(金)	午前8時30分～午後5時	

※令和8年1月18日(日)は受付を行いませんので、ご注意ください。

上記募集期間後の申請(利用希望月が5月1日以降)

希望月の前月10日まで

例) 入所希望日が6月1日の場合、5月10日が申込の期限です。

申込は随時受け付けておりますが、定員に空きがない場合は、待機として登録されます。(一度提出されれば、年度内の申込についての再提出は不要です。)



利用希望月 (令和8年度)	受付期間	締切日
5月以降の月	市役所の開庁日 (土日祝・12月29日～1月3日を除く)	希望月の前月の10日

※上記の締切日が土日祝日である場合、その直前の開庁日が締切日です。

※郵送申込の場合は、締め切り日必着です。

※令和9年4月の入所スケジュールは、令和8年12月を目途に広報やHPにて公開します。

(2) 申込み方法

利用申込み

保育課に以下の書類を提出してください。

(郵送申請の場合は、身分証明書の写しを添付し、受付期間内必着)

【申請に必要なもの】

1. 放課後児童クラブ入所申請書 (第1号様式) ※児童1人につき1枚
2. 就労証明書 (第2号様式) など
※同居している18歳以上 (高校生は除く) 65歳未満の親族及び同居人全員の証明が必要です。次ページの表を参考にご提出ください。
3. 児童調査票 (第3号様式) ※児童1人につき1枚
4. 放課後児童クラブ保育料等減免申請書 (第3号様式) (該当者のみ)
5. 放課後児童クラブ延長保育申請書 (第6号様式) (希望者のみ)

・様式は市ホームページからダウンロードまたは市役所にて配布します。

市HP二次元コード



書類提出



- ・上記の申請書類を申込期限までに保育課へ提出してください。
※不足書類がある場合は、申込みを受け付けることができませんので、ご注意ください。
- ・締切日は利用希望月によって異なりますので、必ずP. 3に記載されている期間までにお手続きください。
- ・入所については、児童本人の意思も重要な部分を占めています。入所申込前に必ず親子で話し合いをしてください。

結果の通知

承認の場合

- ・入所承認決定通知書と保育料決定通知書などが自宅に送付されます。
- ・入所前に入所予定クラブへ事前に、持ち物等をお問い合わせください。
(4月入所に限り入所説明会があります。)
- ・希望月より利用開始となります。

保留の場合

- ・入所承認 (待機) 決定通知が自宅に送付されます。(入所決定通知ではありません)
- ・申込み内容に変更等がない場合は、提出した申請は年度内は継続して申請されます。
- ・対象学区の民設放課後児童クラブを希望される場合は各クラブへ直接お問い合わせください。

申請受付順ではなく、入所の優先順位が高い児童 (低学年等) から順次承認します。

- ・4月の入所結果→2月中旬に保護者へ文書通知します。
- ・5月以降の入所結果→承認：10日前後にお電話します。
保留：15日前後に文書通知します。



《各入所要件の必要添付書類》※要件はいずれか1つ

入所を希望する要件	必要添付書類
勤務している (就労が内定している) ため	・ 就労証明書 (第2号様式) (ダブルワークの場合はそれぞれの勤務先分必要)
自営業・内勤の場合 就労証明書の他に、次のいずれかの書類	・ 個人事業の開業届の写し ・ 営業許可書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 確定申告書 (控) 等の事業の収入を証明するものの写し ・ その他自営 (内職) が確認できる書類
求職活動中 (起業準備を含む) のため ※次のいずれかの書類	・ ハローワーク受付票の写し ・ 求職活動申立書 (任意様式) ※求職での入所承認期間は3か月です。
疾病、負傷、障害のため ※次のいずれかの書類	・ 医師の診断書 (病名・療養期間・自宅保育が困難な旨が記載されているもの。写しも可) ・ 身体障害者手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 療育手帳の写し
親族を常時介護しているため ※次のいずれかの書類	・ 介護を要する者の病状等が記載された医師の診断書 (病名や療養期間の記載のあるもの。写しも可) ・ 身体障害者手帳の写し ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 療育手帳の写し
就学 (職業訓練学校等を含む。) ※学校教育法に基づかないものは除く。	・ 在学証明書 (期間のあるもの)、時間割
母親が出産 (予定) のため	・ 母子手帳の写し (表紙と出産予定日の記入されたページ) ※余白に「児童氏名、児童生年月日、在籍 (予定) 小学校名」を記入してください。
育児休業中のため	・ 育児休業取得期間証明書・育児休業証明書 ・ 育児休業給付金支給決定通知書のいずれか

注意事項

- ・ 入所後においても、公設放課後児童クラブでのルールが守れない場合 (開所時間終了時刻までに迎えに来られない、保育料の滞納等) 入所を取り消す場合があります。
- ・ 申請内容が事実と反したものである場合には、審査の対象としません。また、入所決定後であっても、入所要件の喪失や、不正行為による入所と判断される場合には入所を取り消す場合があります。
- ・ 小学校の授業の休業日 (夏休み等) だけの一時利用等はできません。

（３）公設放課後児童クラブ入所選考基準

１．保護者の状況

対象区分	指数区分	事由	内 容	点数
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１６０時間以上	100
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１４０時間以上１６０時間未満	90
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１３０時間以上１４０時間未満	80
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１２０時間以上１３０時間未満	70
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１１０時間以上１２０時間未満	60
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に１００時間以上１１０時間未満	50
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に９０時間以上１００時間未満	40
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に８０時間以上９０時間未満	30
世帯	保護者基本指数	就労	就労時間が１か月に６４時間以上８０時間未満	20
世帯	保護者基本指数	妊娠出産・育児休業	妊娠・出産 妊娠中である又は出産後間がない 育児休業中	50
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 長期入院等により、保育が不可能な場合	100
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 居宅内療養（常時臥床）で保育が困難な場合	90
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	疾病 居宅内療養（通院加療）により保育が困難な場合	50
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	精神性・感染性疾病	80
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	重度 身体障がい（１、２級）、精神障害（１～３級）常時保育が困難な場合	90
世帯	保護者基本指数	保護者の疾病・傷害	障がいのため保育が困難な場合	50
世帯	保護者基本指数	親族の介護・看護	居宅外の親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	80
世帯	保護者基本指数	親族の介護・看護	介護・看護のため保育支障	50
世帯	保護者基本指数	災害復旧	災害復旧 生計中心者	100
世帯	保護者基本指数	災害復旧	災害復旧 生計協力者	80
世帯	保護者基本指数	求職活動	求職活動 保護者（生計中心者）が求職中のため、日中外出している	80
世帯	保護者基本指数	求職活動	求職活動 保護者（生計中心者以外）が求職中のため、日中外出している	20
世帯	保護者基本指数	就学	就学（就労時間に準じる）	20～100
世帯	保護者基本指数	虐待・DV	虐待・DVと認められる場合	100
世帯	保護者基本指数	その他	保護者及び児童について特別な事情があると市長が認める場合	100

- （１）就労の時間については、証明書に記載の時間とする。
- （２）就労要件の場合、上記に該当しない勤務状況の場合は、該当する就労時間数の点数で評価する。
- （３）両親の点数を比較して、どちらか低い方を適用する。
- （４）両親それぞれが２つ以上の事由に該当する場合は、点数の高い方を適用する。

２．加減算（各児童ごとと保護者の状況に応じた点数に、次に該当する調整点数の全てを加減算したものを合計点数とする。）

（１）加算

対象区分	指数区分	事由	内 容	調整点数
児童	優先利用		兄弟姉妹が同一放課後児童クラブ利用希望	20
児童	優先利用		低学年（１年生）	30
児童	優先利用		低学年（２年生）	20
児童	優先利用		低学年（３年生）	10
児童	優先利用		障がい児（身体障害者手帳、療育手帳）	20
世帯	家庭状況		ひとり親世帯（１年生～３年生のみ対象）	20
世帯	家庭状況		生活保護世帯（１年生～３年生のみ対象）	20
世帯	就労状況		単身赴任世帯	20
世帯	就労状況		育休明け、入所後翌月１４日以内に復職する場合	20
世帯	調整指数		両親以外の保護者に養育されている場合	20

（２）減算

世帯	調整指数		就労等していない保育可能な同居成人親族（６５歳未満）がいる場合	-30
世帯	調整指数		市外居住者（転入することが確定している者を除く）	-30
世帯	調整指数		申請時に保育料を滞納している場合	-30

３．その他

- （１）開所時間内に児童を迎えに来ることが困難である場合は、入所を承認することができない。
- （２）入所条件を満たしていても、保育料の滞納がある場合は、納付が確認されるまで入所承認（決定）を保留する。
- （３）同点の場合は、家庭の状況により総合的に判断し、特殊事情がある場合はこれを考慮することがある。

(4) 延長保育の申請について



午後7時～午後8時における保育を必要とされる場合

提出書類	<u>放課後児童クラブ延長保育申請書（第6号様式）</u> を市役所保育課まで提出してください。
保育料	児童1人につき1回500円（2,500円上限/月） ※延長保育料の納付方法は、利用月の翌月に口座振替（その月の保育料と合算して請求）とさせていただきます。

(5) 保育料の減免等申請について

保育料の免除・減額の以下の要件に該当する場合

提出書類		<u>放課後児童クラブ保育料等減免申請書（第3号様式）</u> を市役所保育課まで提出してください。
要件（いずれか一つ）	生活保護	児童の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に該当する場合
	非課税	児童の属する世帯が、当該年度分の市町村民税非課税世帯に該当する場合 例）・令和8年4月～8月の減免申請の場合 令和7年度分の市町村民税非課税証明が必要 ・令和8年9月～令和9年3月の減免申請の場合 令和8年度分の市町村民税非課税証明が必要
	ひとり親	入所児童を監護する者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく <u>児童扶養手当を受給している場合</u> または、入所児童が綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1号）に基づく <u>医療費の助成を受けている場合</u>
	その他	児童の属する世帯が、失業、疾病等により収入が全く得られなくなり、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合 児童の属する世帯が、災害等やむを得ない事情により、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合

(6) 変更届、退所届について



住所・勤務状況等の変更	申請書に記載した内容(住所、家族、就労状況(勤務時間変更、勤務先の変更、退職等)など)に変更があった場合は「<u>放課後児童クラブ利用変更届(第9号様式)</u>」を保育課へ提出してください。 なお、勤務先の変更の場合はあわせて就労証明書も提出ください。 ※携帯電話等の連絡先に変更があった場合もお知らせください。
長期の欠席退所の手続き	長期の欠席(休所)又は退所する場合は、事前に「<u>放課後児童クラブ退所・長期の欠席届(第10号様式)</u>」を保育課へ提出してください。 ※長期の欠席での届出があっても、保育料は徴収させていただきます。 ※退所する場合は、<u>原則月末での退所</u>となります。また、届出がない場合は欠席扱いとなり、保育料がかかりますので注意してください。



(4)～(6)の各種届出は、入所後オンラインでの申請も可能です。



入所後各クラブでご案内します。

4

公設放課後児童クラブの利用にあたって



(1) 入所の説明

「放課後児童クラブ入所承認通知書(第4号様式)」と併せて各公設放課後児童クラブで実施する入所者説明会(3月上旬から中旬実施予定(※4月入所者のみ))の御案内を同封いたしますので、ご出席いただき、説明を受けてください。

(2) クラブでの過ごし方について

1日の過ごし方(例)

【平日】 開所：放課後 放課後～16:00・・・順次通所 放課後～16:30・・・学習時間 放課後～16:30・・・自由遊び 16:30～17:00・・・おやつ・掃除 17:00～19:00・・・自由遊び 19:00～20:00・・・延長保育 順次帰宅 ・開所時間は学校の下校時間に合わせて、変更します。 ・始業式、短縮授業等の場合は開所が早くなります。	【土曜日など】 開所：8:00 8:00～9:00・・・順次通所 9:00～10:00・・・学習時間 10:00～12:00・・・自由遊び 12:00～12:30・・・昼食 12:30～13:00・・・休憩 13:00～15:30・・・自由遊び 15:30～16:00・・・おやつ・掃除 16:15～19:00・・・自由遊び 19:00～20:00・・・延長保育 順次帰宅 ・学校休業日(土曜日、夏休み等)の過ごし方です。
--	--

※1日の過ごし方は、各公設放課後児童クラブによって異なります。

(3) 持ち物

入所時(主なもの)	・ うわばき (学校とは別のもの)  ・ タオル  ・ 着替え袋 (下着、靴下含め着替え一式)  ・ 汚れたものを持ち帰るビニール袋  ・ 防災ずきん又はヘルメット (学校とは別のもの)  ・ 雑巾 (1枚) 
毎回必要なもの	・ 連絡帳 (児童クラブで用意)  ・ ハンカチ・ティッシュ 
土曜日や長期休み	・ リュックなどのカバン  ・ 学習するもの (学習の時間に使用します。)  ・ お弁当・水筒 

※持ち物には、必ず名前を記入してください。(雑巾には不要)

※学校に持ってきていけないものは、放課後児童クラブも同様です。

※お金や遊び道具は持参しないでください。

※紛失・盗難等については責任を負えませんのでご了承ください。

※長期休暇やイベント時には、別途クラブで指定するものを用意いただく場合があります。

※学校休業日(土曜日、夏休み等)又は小学校で給食のない日には、お弁当を持たせてください。(おやつの提供は行います。)



(4) 児童の送迎について

【保護者の方の自転車でのお迎えについて】

各施設の駐輪場においてください。駐輪は送迎時の一時的利用のみとし、長時間の駐輪はご遠慮ください。

【保護者の方の車でのお迎えについて】

各施設の指定された駐車場においてください。駐車は送迎時の一時利用のみとし、長時間の駐車はご遠慮ください。また、駐車の際は周りにお子さまがいないかなど注意いただき、事故のないよう安全に十分お気をつけください。

【各放課後児童クラブ駐車場】

クラブ名	駐車場台数	場所
綾瀬小放課後児童クラブ	3台	体育館横 来賓駐車場
ながぐつ放課後児童クラブ	3台	綾西高齢者憩の家 駐車場 (夕方は16時以降、朝は7時30分から9時まで利用可能)
落合小放課後児童クラブ	指定なし	学校内駐車場 (駐車スペースが狭いため、極力ご遠慮 いただくようお願いします。)
土棚小放課後児童クラブ	3台	学校北門から入り 体育館横(東側) 駐車場



送迎時のご注意

- ・公設放課後児童クラブは児童自身で通所することを基本としています。なお、午後5時以降は、保護者のお迎えが必須となります。やむを得ず別の方がお迎えに来る場合には、連絡帳等にて氏名、年齢、性別等を記入いただくなど事前に報告してください。報告がない場合はお電話にて確認ができた場合のみ引き渡します。
- ・午後7時までに必ずお迎えをお願いいたします。(延長保育の申請をされた場合は午後8時まで)
- ・緊急の事情により予定の時間までにお迎えができない場合は、必ず早めに公設放課後児童クラブへ連絡をしてください。
- ・土曜日や長期休みなどの際は、児童の自転車やサンダルによる通所は禁止しています。
- ・特別支援学級に在籍している等、特別に支援が必要な児童については、必ず、保護者又は成人の代理人が送迎してください。
- ・午後5時前に児童1人で帰宅させる場合は、冬季等は日没時間が早くなるため、日没時間には帰宅できるよう、公設放課後児童クラブを出る時間を早めてください。
- ・地震や台風などの災害による学校休校に伴う公設放課後児童クラブ「開所」時には、保護者の送迎を必須としています。

(5) 学校の避難訓練、集団下校の対応について



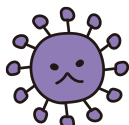
- ・児童の引き取りには、公設放課後児童クラブの指導員が行くことができます。
※公設放課後児童クラブの指導員による引き渡しを希望される場合については、学校への届け出を行う必要があります。
- ※公設放課後児童クラブでも、防災訓練（児童の避難訓練及び保護者等への引渡し訓練）を実施します。ご協力をお願いします。

(6) 児童の病気、その他の緊急時の場合



- ・公設放課後児童クラブでは、薬のお預かりは原則できません。
※どうしても必要な場合は、指導員の介助を必要とせずに児童自身で薬を服用できる場合のみとします。
- ・児童が病気などにより公設放課後児童クラブでの活動に参加できない場合には、保護者宛てに連絡をしますので、お迎えをお願いします。

(7) 感染症などについて



- ・学校出席停止となる感染症にかかった場合は、公設放課後児童クラブを利用できません。

(8) 学級閉鎖等の場合について



新型コロナウイルスやインフルエンザなどにより、学級閉鎖となったクラスの児童は、感染拡大防止のため、公設放課後児童クラブを利用できません。

【新型コロナウイルス・インフルエンザなどによる学級閉鎖、休校の場合】

発令のタイミング	措 置	対 応
当日在校時	休 校	本人の健康が確認できれば、通常どおり保育します。ただし、その後体調不良が見受けられた場合は、保護者又は代理人の方の速やかなお迎えをお願いします。
	学級閉鎖	
翌日以降	休 校	放課後児童クラブ閉所。学校同様、放課後児童クラブにも通所できません。
	学級閉鎖	学級閉鎖が発令されたクラスに在籍する入所児童は、放課後児童クラブにも通所できません。

(9) 地震、台風などの災害について



- ・地震や台風などの災害により、小学校が休校になった場合であっても、公設放課後児童クラブは「開所」します。なお、保育時間中に台風などの事由により、児童1人での帰宅が困難であると判断される場合は、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

詳細については、次のとおりです。



【災害発生時等の対応について】

児童が「学校」にいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度5弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	基本的に、放課後児童クラブを「開所」しますが、状況に応じて保護者に連絡し、保護者又は代理人の方にお迎えをお願いする場合があります。
	上記以外	
悪天候 (大雨・洪水 暴風・大雪)	「警報（大雨・洪水・暴風・大雪）」が「綾瀬市」に発令された場合、その他悪天候の場合	※放課後児童クラブ指導員が出勤することが困難な状況の場合等は「閉所」することがあります。
その他	不審者の発生など上記以外	

児童が放課後児童クラブにいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度5弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	放課後児童クラブは児童全員を保護者等に引き渡すまで「開所」しますが、保護者又は代理人の方は速やかに放課後児童クラブへ迎えに来てください。 ※避難所が開設された場合は、児童は避難所へ移動することがあります。その場合は放課後児童クラブ入口にその旨の掲示をします。
	上記以外	放課後児童クラブは「開所」しますが、状況に応じて保護者に連絡し、保護者又は代理人の方には速やかなお迎えをお願いする場合があります。
悪天候 (大雨・洪水・暴風・大雪)		
その他	不審者の発生など上記以外	

児童が自宅（登校前）にいる場合

災害の種類	災害状況	放課後児童クラブの対応
地震	市内で震度５弱以上の地震発生又は警戒宣言が発令された場合	～学校が休校の場合～ 放課後児童クラブは「開所」します。
	上記以外	
悪天候 （大雨・洪水 暴風・大雪）	登校日の午前７時時点のNHK地上デジタル放送のデータ情報（気象情報）で「警報（大雨・洪水・暴風・大雪）」が「綾瀬市」に発令された場合等	～学校が登校を遅らせた場合～ 原則として、通常通り（学校の授業の終了後より）「開所」します。
		～学校の授業の休業日～ 放課後児童クラブは「開所」します。
その他	不審者の発生など上記以外	※放課後児童クラブ指導員が出勤することが困難な状況の場合等は「閉所」することがあります。

（１０）臨時休所措置について

臨時休所等の判断

台風や集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断した場合は、ガイドラインに基づいて、施設等における臨時休所、登所自粛要請等の決定を行います。
ただし、現に危険が迫っている状況である場合を除き、施設等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に施設等と対応を協議します。

臨時休所及び登所自粛要請の判断基準

P. 14のいずれかに該当又は、今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休所又は登所自粛要請を行うことを基本とします。
ただし、判断基準に関わらず、あらかじめ危険が予測される場合や、施設等やその周辺の被害状況等によっては、臨時休所又は登所自粛要請を行うことがあります。



臨時休所

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休所とする。

- ア 気象庁から綾瀬市に特別警報（大雨、暴風）が発令、又は発令される可能性が高い場合
- イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示）が発令、又は発令される可能性が高い場合
- ウ 河川氾濫・土砂災害等、登所することに危険がある場合
- エ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（広範囲・長時間）
- オ 道路の通行止め等により登退所できない状況が発生している場合
- カ その他、災害の状況により施設に被害が想定され、安全な保育の実施に影響がある場合

登所自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者へ登所自粛要請を行う。

- ア 警戒レベル3の避難情報（高齢者等避難）が発令、又は発令される可能性が高い場合
- イ 公共交通機関等の計画運休等により、支援員が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（一部の範囲・短時間）

※その他、気象庁から大雨・洪水等注意報や早期注意情報が発令された場合は、情報収集と災害への備えをしていただき、臨時休所等を視野に入れた対応・準備をしてください。

臨時休所等に伴う対応方針

(1) 登所状況による対応方針（保護者への連絡等）



対 応	決定・周知の時期	登所前	登所後
臨時休所	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知します。 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知	登所せずに自宅待機する。	至急のお迎えを依頼する。ただし、道路状況等、危険な場合は安全な状況になってから、速やかなお迎えを行うよう依頼する。
登所自粛要請	市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知します。 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知	できる限り登所を自粛するよう促す。	できる限り速やかなお迎えを行うよう依頼する。

臨時休所等を行う場合の連絡体制

- ア 臨時休所又は登所自粛要請を行う場合は、市のホームページ、メール配信等（あやせ安全・安心メール、施設等の連絡メール含む）により保護者に対し速やかに周知する。
- イ 臨時休所する場合は、施設等の入口に臨時休所する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

緊急事態に対して施設へ駆け付けられる体制の確保

施設等の責任者は、緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制を確保する。

開所時間中の臨時休所等に係る応急保育

施設等は、保護者のお迎えが終了するまで、安全に配慮し保育を行う。

臨時休所等を解除し保育を再開する目安

避難指示が解除され、施設の運営に支障がないことが確認できた場合は、臨時休所等を解除し保育を再開する。

保護者会や入所説明会等、あらゆる機会を捉え、平常時から保護者に対し臨時休所等の取り扱いについて、十分な説明、周知を行います。



（１１）その他

- ・ 入所児童が学校等施設の備品などを破損したときは、原則として保護者に修理代を負担していただきます。
- ・ 中抜けを禁止しており、公設放課後児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできますが、再び公設放課後児童クラブに戻ってくることはできません。
- ・ 公設放課後児童クラブでの様子を、市の広報やホームページ等に掲載するほか、市が運営を委託する事業者が事業成果・事例紹介として外部へ公開する場合があります。

※児童の顔などが特定されるような場合は、別途保護者の方へ承諾をいただいた上で、掲載させていただきます。

- ・ クラブでの子どもの様子の報告や保護者同士の交流を目的として、学期ごとに保護者説明会（保護者会）を開催します。

※クラブの運営は、市が委託する事業者が行うため、持ち物や事業内容について変更がある可能性があります。

5 市内の民設民営放課後児童クラブについて

市内には保護者会等が運営を行う民設民営の放課後児童クラブがあります。市が開設する公設放課後児童クラブとは入所条件や運営方法、保育料などの違いがありますので、入所等に関する問い合わせについては、以下の民設民営放課後児童クラブへ直接お問い合わせください。

(1) 民設民営放課後児童クラブ一覧

市外局番 (0467)

放課後児童クラブ名	主な学区	所在地	電話番号
わんぱくクラブ	綾瀬小	深谷上 5-3-70	77-5408
あおぞらクラブ	綾北小	寺尾中 1-1-37	55-5212
すこやかクラブ	綾西小	早川 1403-2	77-0383
ひまわりクラブ	綾西小	綾西 4-19-3	73-7938
たんけんクラブ	早園小	小園 407-1 2F	70-1678
おとぎクラブ	早園小	早川 3067-5	76-3841
にこにこクラブ	綾南小	上土棚中 1-2-53 アーバンフィールド 106	55-5909
綾瀬いずみクラブ	綾南小	上土棚北 4-11-41	55-9696
わくわくクラブ	天台小	寺尾西 3-11-1	77-3988
のびっこクラブ	北の台小	大上 8-3-5	77-0852
たんぽぽクラブ	綾南小 土棚小 落合小	上土棚中 1-10-6	38-5383
げんきクラブ	寺尾小	寺尾南 2-6-17	78-4412



(2) 公設・民設放課後児童クラブ位置図

